

検討項目2:条例の「位置付け」に関する論点

資料6

1. 「条例の位置付け」に関する論点

1) 「条例の位置付け」規定の意義

- ・ その自治体の「自治」の「基本条例」である性格上、他の条例との関係を示す解釈規定を設けるもの。
- ・ 「最高規範」について: この条例だけ他の条例と比べて議決要件を重くする(過半数の賛成、ではなく、2/3の賛成など)ことはできない。(地方自治法の規定により、条例には格差がなく、同列あつかいになる)。
- ・ そのため、「最高規範」と規定し、他条例への影響力を規定するもの。
- ・ 「最高法規」という表現は、日本国憲法と同列と解釈される可能性があるため使用は避けているのが一般的である。

2) 「条例の位置付け」規定の主な論点

- 他の条例等との関係
 - ・ すでにある他の条例等(条例・規則・要綱・指針、計画)などを運用するにあたって、自治基本条例をどう使うのか。
 - ・ すでにある他の条例等と自治基本条例が矛盾する場合にはどうするか。
 - ・ 新しく条例等を制定する場合には、自治基本条例をどう使うのか。
- 国や県の法令等との関係
 - ・ 2000年の地方分権改革により、『地方自治法第二条の二の12』が追加された。「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。」
 - ・ 国や県の法令を市が運用する場合に、自治基本条例をどう使うのか。
※法解釈(過去の判例等)を逸脱しない範囲で、市の立場・視点から解釈をすることができる、とすることなど。

3) 「条例の位置付け」規定(最高規範)の実例

- 旧久喜市自治基本条例
 - 第12章 この条例の位置付け等
(この条例の位置付け)
 - 第28条 この条例は、市政運営の最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。
- 個別条例の改正
 - ・ 流山市では、自治基本条例の「市民自治及び市政に関する最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努め・・・」という規定に基づき、自治基本条例の制定後、情報公開条例の改正、市民参加条例の制定などを進めている。